

2016年度 開講記念公開講座

絶望から30年 日本の刑事司法に光は射したか

~逮捕されたら最後、あなたの生活は崩壊する?~



<講師プロフィール>

中央大学法学部卒業。元司法研修所刑事弁護教官。現在、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事も務める。日本テレビ「行列のできる法律相談所」及び「スッキリ!!」にレギュラーとして出演。 弁護士業務の傍ら体力作りにも勤しみ、各地のトライアスロン大会へも出場。地元小学生のバレーボールチームの監督等も務めている。



2016年4月9日(土)

11:00~12:00 (10:30開場)

場所 中央大学駿河台記念館 281号室 (200名入場可)

> 住所: 東京都千代田区神田駿河台3-11-5 ■JR「御茶ノ水駅」/地下鉄「新御茶ノ水駅」徒歩2分

講師 菊地 幸夫

弁護士(第二東京弁護士会) 番町法律事務所

◆講演内容◆

我が国の刑事訴訟法も人間で言えば既に高齢者。 新憲法のもと出発した刑事訴訟法であったが、

1985年には、日本の刑事司法は絶望とまで評されました。「被告人は有罪が確定するまでは無罪と推定される。」これほど法廷に空しく響き渡る法原理は他にないでしょう。そこでその原因を探りましょう。

次に、弁護士が実際に無罪判決を獲得する為にはこんな苦労をする、というところを知って頂こうと思います。

そして、刑事訴訟法は、被害者の地位向上、裁判員 裁判制度の導入、そして今般の可視化の法制化などの 手直しを加えられては来ましたが、これらは絶望から 這い上がるに十分であったのでしょうか。刑事裁判実 務で苦闘する弁護士が手掛けた実例も交えながら、刑 事裁判の今を語ります。

連日ニュースで取り上げられ、ドラマや小説にも登場する刑事裁判。その実像を少しでも知って頂ければと思います。